特定の農産品に関する 相互関税の適用範囲の改正 大統領令

MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

農林水産省

輸出・国際局

令和7年11月19日

相互関税の適用範囲の修正

- ◆ 米国時間11月14日、米国は、貿易交渉の進展や米国内における特定製品の需要・国内生産産能力を踏まえ、相互関税の対象外品目を拡大すると発表。
- ◆ 特定の農産品が、米国時間2025年11月13日から相互関税の対象外となる。

相互関税対象外品目リストに含まれる主なもの

2類(肉)

牛肉、牛の舌・内臓

7類(食用の野菜)

- 生鮮トマト
- 一部のイモ類(さといも等)
- たけのこ
- 乾燥しいたけ

8類(食用の果実・ナッツ)

- ・オレンジ
- ライム

9類(茶・コーヒー)

- 茶・コーヒー
- 香辛料

16類(肉・魚などの調製食料品)

• 牛肉加工品

20類(植物の調製品)

- 調製たけのこ
- 一部の味噌、豆製品、 ナッツや果実・植物の調製品
- オレンジ果汁

21類(その他の加工食品)

茶・コーヒーの抽出物

22類 (飲料)

清涼飲料水のオレンジジュース

44類(木材)※

• 広葉樹の製材、針葉樹の単板等

対米輸出上位の農林水産物・食品品目の輸出実績

-) 米国は我が国にとって、農林水産物・食品の最大の輸出先国。
- 2025年対米国輸出額については、4月以降、全体としては対前年を上回っているものの、一部品目でスローダウンの兆しが見られる。
-) 2025年9月の対米輸出は前年比0.9%減と、今年初めてマイナスに転じた。10月以降の動きを注視する必要。

順位	品目	輸出額	②2024年 輸出額 (対世界)	シェア	対米国·輸出額	2025年4-7月 対米国·輸出額 (対前年同期比)	対米国·輸出額	既存の	大統領令を受けた	大統領令を 受けた輸入 関税率 ^{注6}	大統領令を受けた現在の
農村	林水産物・食品 ^{注1}	2,429	14,092	17%	688 (+25%)		409 (+3%)	(~4/1)	輸入関税率 (4/2~8/6)	(8/7~ 11/12)	★ 輸入関税率 (11/13~)
1	アルコール飲料	265	1,337	20%	(+/%)	(+2%)	43 (▲2%)	(日本酒) 3セント/L	3セント/L+ 10%	15%	15%
2	ぶり	229	414	55%	73 (+28%)	(+21%)	40 (+23%)	II (' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '		1 5 0/2	15%
3	ホタテ貝(生鮮等)	191	695	27%	(+144%)	·		無税	10%	15%	15%
4	緑茶	161	364	44%	48 (+22%)		51 (+117%)	無税 (風味有) 3.2%		1 50/2	無税 3.2%
5	ソース混合調味料	142	630	23%	42 (+29%)	57 (+10%)	25 (+10%)	(マヨネーズ等) 6.4%	16.4%	15%	15%
6	牛肉	135	648	21%	29 (▲14%)		17 (+7%)	(枠内 ^{注4})4.4セント/kg	10%	15% 26.4%	4.4セント/kg 26.4%
7	清涼飲料水	94	574	16%	21 (A 3 %)	39 (+13%)	12 (1 0%)	0.2セントル 注5	0.01-3.1.71	15%	15% ^{注7}
8	ごま油	82	120	68%	23	30	15 (+5%)	0.68tz\/\/	0.68セント/kg+ 10%	15%	15%
9	菓子(米菓を除く)	66	344	19%	16	25	13 (+14%)	無税~12.2%	10%~22.2%	15%	15%
10	練り製品	42	113	37%	10 (▲13%)	_	7 (+6%)	無税	10%	15%	15%
14	米 ^{注2}	25	120	21%	8 (+50%)	(+39%)	4 (+7%)	(精米) 1.4セント/kg (玄米) 2.1セント/kg			15%

(出典)輸出額は、財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成(単位:億円)。順位は、2024年の実績に基づく。

注1:農林水産物・食品には、少額貨物を含めていない。少額貨物を含めた総額は、1兆5,071億円。 注2:米は援助米を除く。 注3:冷蔵したもので、鱗を取り6.8kg以下の直接包装したもの。 注4:65,005トンまで。 注5:ラムネ、緑茶等 注6:従量税は、各貨物の単位当たり価額から従量税を従価税換算した上で15%以上か未満かを判断(例えば価額が10ドル/L の日本酒であれば、従価税換算で0.3%)

注7:清涼飲料水のうち、ビタミンやミネラルを添加したオレンジジュースは、相互関税の対象外(例えば7.85セント/L)となっている。

牛肉・牛肉加工品

牛肉・牛の舌・内臓(2類)

冷蔵・冷凍含め、牛肉は、全ての関税番号が含まれる。

- 低関税<u>枠内</u>の関税率は、<u>4.4セント/kgに変更</u>
- 低関税枠外の関税率は、変わらず26.4%

牛の舌、内臓も、全ての関税番号が含まれる。

牛肉加工品(16類)

16類のうち牛肉加工品は、全ての関税番号が含まれる。

関税番号	品目名	米国通関実績
1602.50.05	牛の内臓肉(加工又は保存したもの)	_
1602.50.07	塩漬け牛肉(密閉容器入り)	_
1602.50.08	塩漬け又は酢漬けの牛の内臓肉(密閉容器に入っていないもの)	_
1602.50.21	その他の牛の内臓 (密閉容器入り)	_
1602.50.60	牛の加工肉又は保存肉 (穀物又は野菜を含まない)	_
1602.50.90	牛の加工肉又は保存肉(穀物又は野菜を含む)	_

※ただし、牛肉が原材料として占める割合や形状等によって、別の加工食品の区分になる可能性があり、 実際の輸出に当たっては、米国税関に確認する必要。(例:レトルトのビーフカレー)

野菜・野菜調製品の主なもの

トマト、さといも等の一部のイモ、乾燥きのこ、たけのこ等が含まれる。

関税番号	品目名	米国通関実績
0702.00.20	トマト(生鮮・冷蔵、3月1日~7月14日、9月1日~11月14日に輸入されるもの)	_
0702.00.40	トマト(生鮮・冷蔵、7月15日~8月31日に輸入されるもの)	\circ
0702.00.60	トマト(生鮮・冷蔵、11月15日〜2月末日に輸入されるもの)	_
0710.80.15	タケノコ及びクワイ(冷凍、未調理又は水蒸気若しくは水による加熱調理済み)	0
0712.32.00	乾燥キクラゲ(丸ごと、カット、スライス、破片状又は粉末状で、それ以上の加工を施していないもの)	_
0712.34.10	乾燥しいたけ (風乾又は天日乾燥)	0
0712.34.20	乾燥しいたけ (風乾又は天日乾燥以外のもの)	0
0714.40.10	さといも(生鮮・冷蔵、スライスされているかペレット状であるかを問わない)	_
0714.40.20	さといも(冷凍)	_
0714.40.50	さといも(乾燥、ペレット状)	_
0714.40.60	さといも (乾燥、ペレット状でないもの)	_
0714.50.10	アメリカさといも(ヤウティア)(生鮮・冷蔵)	_
0714.50.20	アメリカさといも(ヤウティア)(冷凍)	_
0714.50.60	アメリカさといも(ヤウティア)(乾燥、ペレット状でないもの)	_
0714.90.61	乾燥ダシーン、アロールート、サレップ、菊芋等の分類されていない根塊茎(ペレット状でないもの)	0
2005.91.60	調製たけのこ(酢又は酢酸以外で調整又は保存されたもの、冷凍でないもの、砂糖漬け保存でないもの)	0

果実・果実調製品・飲料の主なもの

果実・ナッツ類(8類)

熱帯フルーツやナッツ類の他に、オレンジ、ライムが含まれる。

関税番号	品目名	米国通関実績
0805.10.00	オレンジ(生鮮・乾燥)	_
0805.50.40	ライム(生鮮・乾燥)	_

※うんしゅうみかんは含まれない。

果汁·飲料(20~22類)

オレンジ果汁や一部の柑橘の果汁、飲料のオレンジジュースが含まれる。

関税番号	品目名	米国通関実績
2009.11.00	オレンジ果汁(冷凍、未発酵、アルコール添加なし)	_
2009.12.25	オレンジ果汁(非凍結、ブリックス値が20未満、濃縮、濃縮度1.5未満非発酵)	_
2009.12.45	オレンジ果汁(非凍結、糖度20以下、濃縮、未発酵)	0
2009.19.00	オレンジ果汁(非凍結、糖度20を超える、未発酵)	_
2009.31.60	単一の柑橘類(オレンジ、グレープフルーツ、ライム、レモンを除く)の果汁 (ブリックス値が20未満、濃縮、未発酵) <mark>※</mark>	0
2009.39.20	ライム果汁(ブリックス値20を超える、飲料用、未発酵)	0
2106.90.48	オレンジ果汁(ビタミン又はミネラルで栄養強化)	_
2202.99.30	オレンジジュース(ビタミン又はミネラルで栄養強化、濃縮度1.5倍以上を除く)	_
2202.99.35	オレンジジュース(ビタミン又はミネラルで栄養強化、2202.99.30に該当しないもの)	0

茶・コーヒーやその抽出物等の主なもの

緑茶·コーヒー(9類)及びその抽出物(21類)

コーヒー、緑茶、紅茶等、またそれらの抽出物も含まれる。(ペットボトル飲料等は含まれない)

関税番号	品目名	米国通関実績
0901.11.00	コーヒー (非焙煎、カフェイン除去していないもの)	0
0901.12.00	コーヒー (非焙煎、カフェイン除去したもの)	_
0901.21.00	コーヒー (焙煎、カフェイン除去していないもの)	0
0901.22.00	コーヒー (焙煎、カフェイン除去したもの)	0
0902.10.10	緑茶(内容量3kg以下の包装入り、風味付け有りのもの)	0
0902.10.90	緑茶(内容量3kg以下の直接包装、風味付け無しのもの)	0
0902.20.10	緑茶(内容量3kgを超える直接包装、風味付け有りのもの)	0
0902.20.90	緑茶(内容量3kgを超える直接包装、風味付け無しのもの)	0
0902.30.00	紅茶(発酵及び半発酵、内容量3kg以下、即時包装)	0
0902.40.00	0902.30.00以外の紅茶(発酵及び半発酵、内容量3kg以下、小分け包装)	0
0903.00.00	マテ茶	_
2101.11.29	コーヒーの抽出物、エッセンス及び濃縮物(無香料のインスタントコーヒーを除く)※1	0
2101.12.90	コーヒーの抽出物、エッセンス又は濃縮物を基材とするもの(他に分類されないも の)	0
2101.20.20	茶又はマテ茶の抽出物、エッセンス又は濃縮物 <mark>※2</mark>	0

^{※1} インスタントコーヒー(2101.11.21)は、今回の対象外品目に含まれない。

^{※2} インスタントティーは2101.20.20に含まれるが、抽出物等以外のもの(砂糖等)が入った製品は、別の区分となり、相互関税の対象となる可能性があるため、実際の輸出に当たっては米国税関に確認する必要がある。

香辛料、その他の植物調製品の主なもの

香辛料(9類)

関税番号	品目名	米国通関実績
0904.12.00	胡椒(砕いたもの又は粉末)	0
0904.22.67	トウガラシ属の果実(砕いたもの又は粉末)等	0
0910.11.00	生姜 (砕いていないもの)	0
0910.12.00	生姜(砕いたもの又は粉末)	0
0910.30.00	ターメリック(ウコン)	0
0910.91.00	香辛料の混合物	0
0910.99.10	カレー	0
0910.99.60	香辛料(他に分類されていないもの)	0

植物の調製品(20類)

関税番号	品目名	米国通関実績
2008.99.91	豆のケーキ、豆スティック、味噌(miso) <mark>※1</mark> 、その他の果実、ナッツ <mark>※2</mark> 及びその他の植物の食用部分(加工又は保存されたもの)	0

- ※1 米国の事前教示制度では、味噌が「大豆調製品」(2008.99.61)に区分されるケースがあり、その場合は相互関税の対象となるため、実際の輸出に当たっては、米国税関に確認する必要がある。
- ※2 果実・ナッツ調製品の多くは別の関税区分であり(例えば落花生の調製品は2008.11)、相互関税の対象であるが、 輸出に当たり不明なものがあれば、米国税関に確認する必要がある。
- (注) 21類の醤油やソース混合調味料などは、今回の対象外品目に含まれない。

木材等

製材、単板等

分野別関税(10%)が課されるもの、相互関税が課されるもの、どちらも課されないものがある。

分野別関税が課されるもの

日本から輸出の多いスギの製材など、 主に針葉樹の丸太、製材、枕木 ⇒品目別税率+10%

相互関税が課されるもの

分野別関税の対象ではなく、今回の対象 外品目リストにも含まれないもの(例え ば合板、パーティクルボード) ⇒相互関税が課され、一律15%

相互関税も分野別関税も課されないもの

今回の対象外品目リストに含まれるもの

⇒相互関税が課されず、品目別税率のみ

(10月14日から11月12日までは一律15%)



第三国の追加関税の状況

- 今回の対象外品目リストは、大統領令14257に基づく相互関税に関するもの。
- このため、別の大統領令を通じて賦課している追加関税(ブラジルへの40%、中国への10%など)については、現時点では、今回の措置の対象となっていない。

(例) ブラジルから米国に牛肉を輸出する場合の関税率

品目別関税率 (枠内) 4. 4セント/kg (枠外) 26.4%



相互関税 10%

大統領令14323 対ブラジル追加関税 40% (低関税枠内)4.4セント/kg+40%(低関税枠外)66.4%

(例) 中国から米国に緑茶(風味付なし)を輸出する場合の関税率

品目別関税率 0%



相互関税 10%

大統領令 | 4 | 95 対中国関税 | 0% (合成オピオイド対策)

301条関税 7.5%



17.5%

還付について

- 本大統領令は米国時間11月13日午前0時01分(米国東部標準時)以降に輸入される、又は消費のために倉庫から引き出される物品が対象。
- 一方で、大統領令発令日は米国時間11月14日であるため、徴収済みの関税の返還が必要となる場合、合衆国税関・国境警備局(CBP)が定める手続に従い返還される。
- CBPのHP上で、関税免除の手続及び返還についてのガイダンスメッセージを掲載。

(該当部分の機械翻訳)

2025年11月13日午前0時01分(米国東部標準時)以降に消費用として輸入された(又は保税倉庫から消費用に引き出された)貨物については、速やかに申告を修正してください。

- ▶ 過去10日以内の申告:貨物がCBPの管理を離れてから10 日以内に修正し、推定関税支払い前に行うことで返金手続 が不要になります。
- 未確定エントリー(unliquidated entries)で既に関税を支払った場合: PSC(ポスト・サマリー・コレクション)を提出して返金を申請できます。PSC承認後、返金は時に処理されます。
- 既に確定した申告の場合:確定後180日以内に19 U.S.C. 1514 に基づき異議申立て(プロテスト)を行うことで返 金申請が可能です。



特別相談窓口・農林水産省HPについて

<米国関税措置等に伴う農林水産物・食品輸出特別相談窓口>

農林水産省 輸出・国際局 輸出支援課(特別相談窓口)

© 03-6744-2398



メールからのお問い合わせは、右のQRコードから入って、お問い合わせください。

地方農政局等

北海道農政事務所(生産経営産業部事業支援課) ● 011-330-8810

東北農政局(経営·事業支援部輸出促進課)

関東農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)

北陸農政局(経営·事業支援部輸出促進課)

東海農政局(経営・事業支援部輸出促進課)

近畿農政局(経営・事業支援部輸出促進課)

中国四国農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)

九州農政局(経営·事業支援部輸出促進課)

沖縄総合事務局(農林水産部食料産業課)

- **©** 022-221-6402
- **Q** 048-740-0387
- **©** 076-232-4233
- **©** 052-223-4619
- **0** 075-414-9101
- **Q** 086-230-4258
- **©** 096-300-6363
- **Q** 098-866-1673

こちらもお役立てください! https://www.jetro.go.jp/news/announceme nt/2025/028d1921932c0ee1.html 置し、広く日本企業からの個別相談 対応に当たります。

<米国関税措置に関する農林水産省HP>

米国関税に対する農林水産省の対応や 最新情報等をまとめています。

※本日の資料も後日こちらで公表します。



農林水産省HP